

令和7年度 被扶養者の要件確認について

共済組合では財務大臣の定めるところにより、被扶養者の要件確認を本年9月中に行います。

被扶養者の要件確認とは、被扶養者として認定されている方が現在も被扶養者としての資格を有するかの確認を行い、無資格者の医療機関等の診療及び給付を防止するためのものです。

— お願い —

被扶養者の資格の確認のためには、現在の扶養状況を確認する必要がありますので、各種証明書類等の提出をお願いしております。

お手数ではありますが、所属する共済組合支部の指示のもと、提出にご協力をお願いいたします。

特定健診、特定保健指導をご利用ください

40歳以上75歳未満の被扶養者の方及び任意継続組合員の方を対象として、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病のリスクの有無を検査し、重症化の予防や早期の発見をするため、メタボリックシンドローム（※内臓脂肪症候群）に着目した**特定健康診査（特定健診）**、検査項目をさらに追加した**生活習慣病健診**を無料で実施しております。年に1回は健診を必ず受診いただき、生活習慣病の予防と皆様の健康増進にお役立てください。

また、特定健診の結果をもとにメタボリックシンドロームの該当者又は予備軍と判定された方には、無料の生活習慣見直しプログラム「**特定保健指導**」を実施しています。

特定保健指導の該当者には委託事業者より特定保健指導のご案内が届きます。専門スタッフによるアドバイスを受けながら生活習慣を見直してみませんか？

お申し込みは文部科学省共済組合ホームページより
「**特定健診**」のバナーをクリック

※ 文部科学省共済組合では特定健診、特定保健指導の事業を
㈱ベネフィット・ワンに 委託して行っています。
ご利用には「ベネアカウント」の登録が必要です。

